中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額 の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度

法人名

Н 基準試験研究費の額の計算に関する明細 試験研究費の額の合計額 連結親法人事業年度 試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四) 15 付表一「1」の合計) 円 中 亚 平 前連 試験研究費の総額に係る税額控除限度額 二結 巫 小 2 $(1) \times \frac{12}{100}$ 平 年親 以法 亚 連 内人 平 に事 巫 比較試験研究費の合計額 結 開業 平 (各連結法人の別表六の二(四) 始年 法 付表一「3」の合計) し度 費 基 淮 試 驗 研 究 \mathcal{O} 額 16 た ((15)の金額のうち最も多い金額) 試験研究費の増加額 連結親法人の 度がない場合 験 研 究 費 額 4 基 (1) - (3)0 -各中小連結法人の前事業年度又 は他の前連結事業年度の月数調 ((1)≦((16)又は(17))の場合は0) 17 整後の試験研究費の額の合計 試 試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 繰越税額控除の計算に関する明細 験 5 円 $(4) \times \frac{5}{100}$ 当該連結事業年度の差引試験研究費の額の合計額 18 前 研 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「35」の合計) 期 中小連結法人税額控除限度額 超 究 連月 差引試験研究費の額の合計額 6 過 19 (2) + (5)結数 前 要 (前期の(18)) 費 連結事 親が 件 法異 に 0 調 前 連 結 税 人な 当該連結親法人事業年度の月数 業 係 20 年度 前連結親法人事業年度の月数 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二) 事る る 税 「7」又は別表一の二(三)「2」) 業場 試 0 円 差引 年合 験 改定差引試験研究費の額の合計額 額 度 研 21 当 税 額 基 準 額 試 $(19) \times (20)$ 0) 究 験 8 $(7) \times \frac{20}{100}$ 研 控 費 究費 改定差引試験研究費の額の合計額 0 各中小連結法人の前事業年度又 は他の前連結事業年度の月数調 整後の試験研究費の額の合計 22 0 除 額 額 0) 当期分の特別控除額 0 計 9 合 差引試験研究費の額の合計額 算 計 記以外外 ((6)と(8)のうち少ない金額) 23 額 (前期の(18)) 前期繰越額 差引当期税額基準額残額 翌期繰越額 連結事業年度 又は当期税額 当期控除額 前 10 (24) — (25)翌期 控除限度額 又は事業年度 (8) - (9)26 24 繰 越 円 (別表六の二(四) 亚 付表二[361) 中小連結法人税額控除限 繰越中小連結法人税額控除限度超過額 平 繰 (別表六の二(四) 付表二「36」) ((24)の計) 亚 平 越 (12) 同上のうち当期控除額 計 12 分 ((10)と(11)のうち少ない金額) 度超過 ((18)≤((21)、(22)又は(23))の場合は(0) (6) (9) 当 期 分 額 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 0 計算 13 (9) + (12)合 計

別

表六の

四)

平

九

兀

•

以

公後終了:

連

結

事

業年度

分

別表六の二 (四) の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項 又は第7項《中小連結法人が試験研究を行った場合 の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合 に記載します。

なお、当期において法人税額がないためその後の連 結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようと する場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

2 「<u>当該連結親法人事業年度の月数</u> 20 の記載 前連結親法人事業年度の月数 20 」の記載 に当たっては、月数は暦に従って計算し、1月に満た ない端数は1月とします。